

## 条例改正骨子案からの主な修正点

P	項目	変更前	変更後
2	2(2)①※路上喫煙とは	道路、公園、広場などの公共の場所（区の喫煙所等を除きます）で、 <u>歩行中又は立ち止まって喫煙（加熱式たばこを含みます）する行為をいいます。</u>	道路、公園、広場などの公共の場所（区の喫煙所等を除きます。）で、 <u>喫煙（歩行中や自転車等の運転中を含みます。）する行為をいいます。（加熱式たばこを含みます。）</u>
3	参考1 喫煙所の整備・拡充	令和7年10月1日現在、12か所の区の喫煙所がありますが、区内及び区に隣接する駅や～	(削除) ※パブリックコメント実施にあたり参考数値として掲載していたため。
	参考1 喫煙マナーの普及・啓発	—	(追加) ②オンライン相談フォームの導入  <u>オンラインによる相談フォームを導入します。寄せられたご意見等を集計・分析し、啓発パトロールに活用します。なお、集計・分析結果に対する区の対策について公表します。</u>
		②喫煙所への誘導  ③条例改正の周知	③喫煙所への誘導  ④条例改正の周知 ～。チラシ配布等により、機会を捉えて路上喫煙禁止や受動喫煙防止の配慮について理解を求めていきます。